

申込書（兼 車両賃貸借契約書）

※太枠の情報をご記入ください。

申込者情報 (甲)	住所					
	法人名					
	代表者名					
担当者名			所属部署			役職
代表番号				携帯番号		
利用者情報 (乙)	住所					
	法人名					
	代表者名					
担当者名			所属部署			役職
代表番号				携帯番号		
お支払い条件	請求書送付先	<input type="checkbox"/> 申込者 (甲) <input type="checkbox"/> 利用者 (乙) <input type="checkbox"/> その他 ()				
	請求書到着日	締め後	営業日必着	締め日	案件終了後・毎月 日	お支払日 当月・翌月 日
	お振込名					
契約情報	年式			型式		
	形状			登録番号		
	走行距離制限	月間走行距離	km	×	利用月数	車両保険額
	開始日			終了日		
	リース料金表	日極			月極	4か月目～
	総リース料金	陸送費			登録費	合計(税込)
賃貸人情報 (丙)	住所					
	法人名					
	代表者名					
担当者名			所属部署			役職
銀行振込先	りそな銀行 横浜支店 普通 1809940 カカネットサービス					

第1条（目的）

丙は甲の申込により、丙の選択する自動車（以下、「物件」）を乙にリース（賃貸）し、乙はこれを賃借します。

2 甲および乙は、この契約の履行について道路運送車両法およびその他の自動車関連法規を遵守します。

第2条（契約開始日）

道路運送車両法に基づき乙が使用者として登録された日を開始日として起算します。

第3条（リース料及び支払い方法）

甲は申込時に請求先および支払い方法を丙に明示するものとします。なお、振込手数料など支払いにかかる費用は指定された請求先の負担とします。

2 リース料は開始日より起算し、利用日数に応じた料金を前項の支払い方法により支払います。

第5条（物件の引渡）

乙は道路運送車両法に基づく車両登録（以下「登録」という）の手続きに必要な書類を、丙の要求に応じ提出します。

2 物件の引渡しは、本物件の安全性を鑑みて、丙が引渡場所まで陸送運搬するものとします。尚、陸送にかかる費用は第3条1項により指定された請求先の負担とします。

3 物件に瑕疵が発見されたときは、甲および乙は直ちに書面により甲に通知するものとします。甲および乙がこれを怠ったときは、物件に瑕疵がなかったものとして取扱い、丙は以後一切責任を負いません。

4 物件を引渡しの際に発見できない隠れた瑕疵について、丙は一切責任を負いません。

5 丙は、天災地変、同盟罷業、法律による手続き、その他丙の責に帰することの出来ない事由に対しては何らの責任を負いません。

第6条（物件の使用及び保管）

乙は、物件の使用者として、物件を物件明細記載の場所で善良な管理者の注意をもって管理・保管し、関連する法令及び手続を順守して、物件が正常に機能する状態を維持するように保守・管理するものとします。

2 乙は、物件を本来の用途以外に使用し、または物件の運転免許を有する乙の事業に従事する者以外が使用することがないよう十分に管理し、または法令を遵守するよう指導を行います。

3 丙は、道路運送車両法第48条に定められている定期点検整備について、実施時期を乙に通知し、乙は丙が指定する整備工場にて必ず点検を受けるものとします。尚、当該定期点検整備の際に発生する、定期点検、整備、油脂類の交換等の費用については、丙が負担するものとします。

4 物件を常に正常な運転状態又は十分な機能が働く状態に維持するための製造業者の整備基準に基づく点検整備、並びに前項の定期点検整備を除いた通常使用において発生する、部品、備品、付属品、油脂類の交換等については、乙が責を負うものとし、乙が費用を負担するものとします。

5 乙は、物件が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず、速やかに、丙に対し、物件の不具合の箇所及び修繕・修復を委託した自動車整備修理工場についての情報、修理の内容その他物件の損傷及び修繕・修復に関する一切の事項を書面で通知するものとします。

6 乙は、前項に基づき修繕・修復を行うときは、その費用一切（レッカー車等による物件の移動費用を含む。）を負担します。

7 乙は、リース期間内において、物件の修繕・修復を要した場合（第6項による修繕・修復を含む。）においても、その修理に要した期間の機会損失に対する補償、営業補償、代車保証等いかなる補償について丙は一切の責任を負いません。

8 乙は、物件の使用について、次の各号に該当する行為をしてはなりません。

- （1）物件を本来の目的以外の用途及び一般の慣習に反して使用すること。
- （2）物件を改造したり指定以外の油脂や燃料を補給すること。
- （3）物件を法令又は公序良俗に反して使用すること。
- （4）立入禁止区域や物件が大きく損傷することが想定される場所で使用すること。

第7条（走行距離制限）

物件の走行距離は、次に定める月間走行距離を上限とし、この距離にリース期間の月数を乗じた距離をリース期間の走行距離の上限とします。但し、1か月未満の利用のについても、1か月とみなします。

- （1）大型車 12,000km
- （2）中型車 8,000km
- （3）小型車 6,000km
- （4）乗用・軽 1,500km

2 乙は、前項で定めた走行距離の上限を超えた距離に対して、1km当り金8円を乗じた金額を超過料金として丙に支払うものとします。

第8条（物件の滅失等による契約終了）

物件が滅失し、もしくは盗難にあうなど、乙が物件の占有を失い、丙の所有権が回復する見込みのないときや、物件が損傷し修理不能のときは、乙は直ちに丙に通知し、その原因の如何を問わず、直ちに第19条に定める規定損害金を丙に支払います。但し、損害が第11条の保険金によって補填されたときは、丙は受領した規定損害金を保険により補填された範囲内で乙に返還します。

2 乙が前項により規定損害金を支払ったときは、この契約は終了します。

第9条（物件の保険）

乙はこの契約の定めを遵守するため、契約期間中継続して乙の費用負担で丙又は車検証上の所有者を被保険者とする車両保険に加入し、契約更新の都度保険証券の写しを丙に交付します。

2 丙が保険金を受取り、かつ乙が前項の義務を履行したときは、物件の事故発生により乙が負担しなければならない第6条第6項に定める金額について、受取保険金の限度においてその負担が免除されます。但し、乙に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

3 車両保険額については、丙が定める金額を付保するものとします。

第10条（物件の返還及び精算）

この契約がリース期間の満了により終了したとき、乙は物件の自然の損耗を除き、直ちに乙の負担で物件を原状に回復したうえ、丙の指定する場所に返還します。

2 乙は、前項に基づく原状回復が困難なときは、原状回復に要する修理費用、清掃費用、陸送費用などの相当額を丙に支払うものとします。

3 物件の返還が遅れたときは、乙は返還完了まで遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払うほか、この契約の各条項に従います。

第11条（契約違反・期限の利益の失効）

甲又は乙がこの契約の各条項にひとつでも違反したときは、丙は、なんらの通知、催告を要しないで本契約を解除することが出来ます。